

栗原市職員採用試験

《社会人経験者》

令和5年5月9日
栗原市総務部人事課

- 申込受付期間 令和5年5月9日(火)～令和5年6月8日(木)
- 第1次試験日 令和5年6月18日(日)
- 採用予定日 令和6年4月1日

最終合格者との調整により令和5年10月1日からの採用が可能となります。

この試験は栗原市において、民間での職務経験を通して培った能力を栗原市のまちづくりに活かすために、即戦力となる職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人員	職務内容
社会人経験者 (高校卒業程度)	行政	3人程度	本庁、総合支所、水道事業、病院事業など市政事務のあらゆる分野で、施策立案、税務、窓口等の様々な行政事務に従事します。

(注) 採用予定人員は現時点での予定であり、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

下記の(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない方であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職種	受験資格
社会人経験者	行政	次のいずれにも該当する方 ① 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方 ② 直近7年(平成28年5月1日から令和5年4月30日まで)中に通算4年以上の職務経験を有する人 (令和5年4月30日現在)

職務経験の考え方は以下のとおりです。なお、詳細は質疑応答をご覧ください。

- 「職務経験」は、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等として、週33時間45分以上の勤務(就業規則で定められた勤務時間。残業時間を除く。)を1年以上継続して勤務した経験が該当し、これらの職務経験期間が、直近7年(平成28年5月1日から令和5年4月30日まで)通算4年以上あることを要します。(1か月未満の日数は、30日を1か月として計算します。)
- 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所で勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- 休業等(傷病休暇、育児休業等)のために従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は職務経験には通算できません。(産前産後休業の期間は通算できます。)この場合、当該休業等に引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算できます。

④ 同一の雇用者に実態として1年以上継続して雇用されながら、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日間以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上あれば、その期間を職務経験に通算することができます。

⑤ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、前歴証明書等を提出していただきます。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方、又はその刑の執行猶予の期間中の方その他その執行を受けることがなくなるまでの方
- ③ 栗原市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験区分	試験	試験時間	方法	試験時間
社会人経験者	教養試験	75分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力、論理的思考力について、4肢択一式による筆記試験を行います。 <u>※公務員試験に向けた準備をしていない方でも受験しやすい内容です。</u>	10:00 ～ 11:15
	職場適応性検査	20分	職務遂行に必要な適性について検査します。	11:35 ～ 11:55

(2) 第2次試験

試験	方法
論文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について論文による筆記試験を行います。
人物試験	個別面接により主として人物について試験を行います。 また、課題に対するプレゼンテーション（5分間程度）を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和5年6月18日（日） 試験：午前10時～ (受付：午前9時～ 試験説明：午前9時45分～)	令和5年7月下旬から8月上旬までの間を予定しています。
場所	栗原市役所 (栗原市築館薬師一丁目7番1号)	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和5年7月6日（木）に市役所前掲示場への掲示及び市ウェブサイトに掲載するほか、合格者に通知します。（発表は、変更になる場合があります。）
- (2) 最終合格者の発表は、令和5年8月22日（火）に市役所前掲示場への掲示及び市ウェブサイトに掲載するほか、合格者に通知します。（発表は、変更になる場合があります。）

6 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、開示請求によらずに即日での提供を請求することができます。請求をする場合は、受験者本人が受験票を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、開示場所に直接おいでください。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日）は、受け付けいたしません。なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

また、受験者が請求時に未成年である場合に限り、法定代理人による請求ができますが、その場合には受験票の他に法定代理人の運転免許証や戸籍謄本等が必要になります。

試験	開示請求できる方	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	順位及び 得点	それぞれの合格発表の 日から1か月間	栗原市役所2階 総務部人事課
第2次試験	第2次試験受験者			

7 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、任用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。なお、任用候補者名簿の有効期限は、原則として1年間です。
- (2) 採用は、「令和6年4月1日」の予定です。ただし、最終合格者との調整により、令和5年10月1日からの採用が可能となります。
- (3) 最終合格者には、最終合格発表後に、職務経験期間を確認するため、勤務先等が発行する職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合には、採用されません。

8 給 与

- (1) 社会人経験者の初任給は、おおむね次のとおりです。職歴により一定の基準に従い職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。

試験区分	職種	初任給（現行額）	備考
社会人経験者	行政	237,000円	民間企業17年(35歳)

- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

9 受験手続き及び受付期間

- (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、栗原市総務部人事課及び各総合支所市民サービス課で配布します。また、市ウェブサイトからダウンロードできます。

なお、郵送で受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験(社会人)受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼り宛先を明記した返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封して、栗原市総務部人事課あて請求してください。

- (2) 受験申込先

栗原市総務部人事課あて

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

- (3) 受付期間

令和5年5月9日（火）から令和5年6月8日（木）まで

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。閉庁日（土曜日及び日曜日）は受け付けいたしません。

郵送の場合は、令和5年6月8日（木）午後5時15分までに上記の受験申込先に届いたものに限って受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。

※郵便の配達日数が増えとなり、これまでより配達日数を要しますので、余裕をもって投函してください。

(4) 提出書類等

- ① 受験申込書 1部（所定の受験申込書を使用すること）
受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に写真を貼ってください（写真のない場合は受け付けできません）。
- ② 受験料 不要
- ③ 郵送で受験申込書を提出する場合は、84円切手を貼り宛先を明記した返信用封筒（長3号封筒）を同封してください。

10 その他

- (1) 申し込みが受理された受験申込者には、受験票を交付します。郵送で受験申込書を提出した方へは同封いただいた封筒により受験票を郵送しますが、令和5年6月14日（水）までに届かない場合は、連絡をお願いします。（連絡先：栗原市総務部人事課 TEL0228-22-1159）
- (2) 第1次試験の持ち物等は、受験票の「試験当日の受験心得」をご覧ください。
- (3) この試験についての問い合わせは、栗原市総務部人事課でお答えします。
なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復はがきを使用するか、又は84円切手を貼り宛先を明記した返信用封筒（長3号封筒）を同封してください。

(4) 注意事項

- ① 試験当日のマスク着用は本人の判断で対応願います。
なお、マスクを着用している場合、本人確認のためマスクは一時的に外していただくことがあります。
- ② 受験室は、換気のため、適宜窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。
- ③ 試験当日は、検温をするなど体調の確認をお願いします。
発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、受験を控えていただきますようお願いいたします。
また、試験中に体調が悪くなられた時は、試験係員にお申し出ください。
なお、追試験等の特別措置は予定しておりません。
- ④ 咳エチケット、手洗い、うがいの励行など、普段からの体調管理に努めてください。
また、休憩時間も含め、会場内における私語は控えていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 試験当日の受付時間は、午前9時から午前9時40分までを予定していますが、受験申込者の人数により、受付開始時間を早める場合があります。
また、受付時の混雑回避のため、係員の指示に従ってください。
- ⑥ 今後、情勢の変化により採用試験に関する変更点については、栗原市ウェブサイトでお知らせしますので確認してください。

【質疑応答】

Q 1 : 受験するために必要な学歴や免許・資格はありますか。

A 1 : 学歴や免許・資格の要件は特にありません。したがって、年齢、職務経験等の受験資格を満たしていれば、例えば、大学を中途退学した方、又は高校卒業・中学卒業の方でも試験を受けることができます。

Q 2 : 「直近7年中に通算4年以上の職務経験」とは、どのような場合が該当しますか。

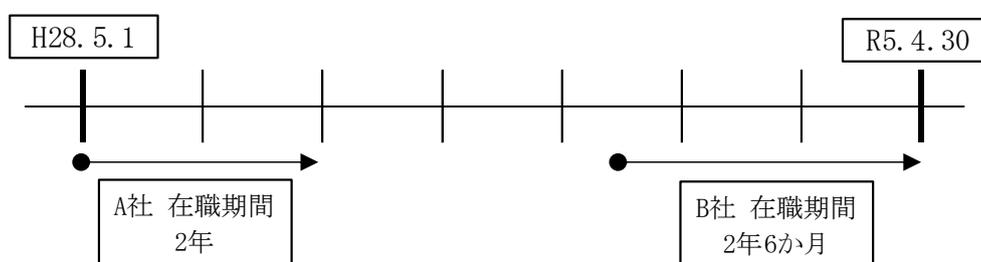
A 2 : 認められるケース、認められないケースの一例は次のとおりです。

※「直近7年中」とは、平成28年5月1日から令和5年4月30日までです。

【例1】認められるケース

直近7年中の勤務状況が、次のような場合は要件を満たします。

A社:在職期間2年、B社:在職期間2年6か月で通算で4年6か月で要件の4年以上を満たします。



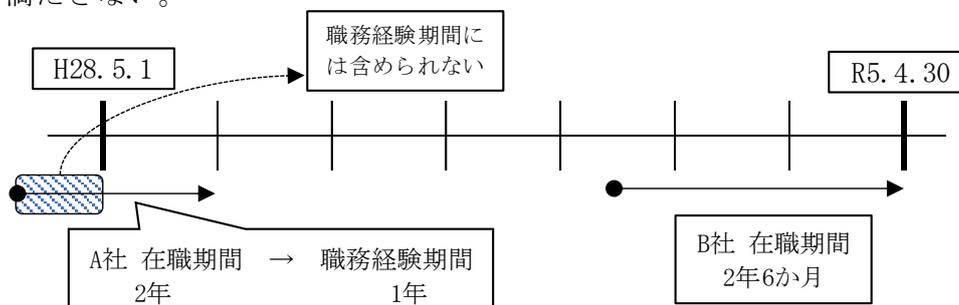
ただし、勤務時間が週33時間45分未満の期間や、1か月以上の休業・休職の期間があれば、職務経験の期間から除きます。

なお、勤続1年未満の勤務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。

【例2】認められないケース

直近7年中の勤務状況が、次のような場合は要件を満たします。

A社:在職期間2年(うち直近7年中の期間は1年)、B社:在職期間2年6か月であった場合、直近7年中の勤務経験年数は通算で3年6か月で要件の4年以上を満たさない。



Q 3 : 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか。

A 3 : 契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が1年未満である場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験には含めることができません。

また、前の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できる場合は、出向前後の会社での職務期間を通算できますが、退職派遣・転籍等の場合は通算できません。

Q 4 : 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

A 4 : 休業等（傷病休暇、育児休業等）で実際に業務に実施しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休業の期間は通算できます。）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できません（休業等の期間分を差し引きます。）。

《 一次試験会場案内図 》

【受験者・送迎の方は、以下の駐車場を使用してください】

※満車の場合は、空いているスペースをご利用ください。



〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
栗原市総務部人事課 TEL0228-22-1159